

平成30年3月定例会

平成30年2月27日

市長説明要旨

本日、平成 30 年 3 月定例会を招集し、新年度予算案を中心とした諸議案のご審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして、市政運営に対する私の所信と主な施策・事業及び諸般の報告について申し述べたいと存じます。

新年度を、本市が飛躍する画期的な年にするために、複合観光施設「オガレ」を核とした産業振興と雇用の創出、移住・定住対策、健康づくりの推進や地域社会の維持・活性化、伝統文化などの地域資源の活用に複合的に取り組むとともに、新たなイベントの創出や市民生活を優先とした行政改革を推進し、市民へのより良いサービスの提供に努めてまいります。

まず、第 1 点目として、第 4 次男鹿市行政改革大綱の推進であります。

男鹿市総合計画に掲げる都市像の実現に向けた施策・事業を推進するための効果的・効率的な行政運営の確立を目指し、「地域特性を踏まえたまちづくりの推進を支える最適な行政サービスの確立」の実現に向け、行政運営の質の向上、市民との協働の推進、財政健全性の確保に取り組み、行政改革を着実に実施してまいります。

組織機構については、縦の連携、横の連携を図りながら、スピーディーに物事を解決できる組織づくりに努め、各施策の相乗効果を発揮できるよう、業務を集約してまいります。

特に、観光、文化、スポーツの振興は、交流人口の拡大に繋がることから、各部局に分かれている担当課を再編し、施策の相乗効果と観光部門の強化を図り、男鹿の魅力を総合的に情報発信するため、新たに「観光文化スポーツ部」を設置します。さらに、福祉と介護の連携強化や、用地業務に係る専門知識の集約と事務

の効率化を推進してまいります。

第 2 点目として、本年 7 月にグランドオープンする観光物産振興の核となる複合観光施設「オガレ」による、産業の再生と振興であります。

「オガレ」を中心とした男鹿駅周辺の観光拠点化に向けた取り組みにより、本市の基盤産業である農業・漁業・観光産業の一体的な振興、雇用機会の創出、農家・漁家の所得向上及び地域経済の活性化を促進してまいります。

また、急速冷凍設備の導入により、年間を通して魚を安定した価格で供給することで、魚の加工作業による雇用の場の提供、新商品の開発によるブランド化での 6 次産業化を図ります。さらには、若年層や産業後継者の定住環境の改善に加え市民が生きがいを持って働く場を創出することにより、健康寿命の延伸と人口減少の抑制に繋げてまいります。

「オガレ」のオープンと JR 男鹿駅の移転により、男鹿駅周辺の賑わいが創出され観光振興の拠点となることで、船川から門前・戸賀など西海岸への遊覧船の運航なども可能性として考えられるほか、男鹿半島全体の周遊観光の促進、滞在時間の延長による観光産業への効果等が期待されております。

観光振興においては、男鹿版 DMO の推進により、マリンスポーツや釣り、キャンプなど男鹿の自然を生かした体験型ツーリズムや、なまはげなど地域文化の体験、雲昌寺のアジサイといった観光資源について、受入環境の改善や新たな旅行商品の造成などの取組を進めてまいります。

第 3 点目として、住民が生き生きと暮らす魅力ある地域づくりを推進するとともに、若者の転出抑制と地域に活力を与える人材

の移住・定住の促進であります。

移住・定住の促進を図るため、総合的な移住情報の発信や首都圏で開催される移住セミナーへの参加など、あらゆる機会を活用し、移住希望者に対して「男鹿半島」の魅力をPRしてまいります。

また、受入体制については、移住希望者をサポートする市内任意団体が整いつつあることから、その団体と連携しながら、住居・就業・地域とのつながりなど、定住に向けた支援を進めてまいります。

第4点目として、ふるさと納税制度の促進であります。

本市の魅力を最大限に活用し、一次産業の振興や商工業を育成することで、地場産品を活用した男鹿産特産品の開発や、知名度の向上を図り、ふるさと納税の返礼品のさらなる充実により税外収入の確保に努めてまいります。

また、魅力あふれる男鹿創りに繋がるよう、全国の「男鹿人」とのきずなを深めて「男鹿を想う気持ち、ふるさと男鹿を想う気持ち」を原動力としながら、「男鹿応援団」の輪を一層広げ、関係人口の拡大を図ってまいります。

第5点目として、健康管理に対する意識の向上と生きがいの創出により、自主的に健康づくりに取組める環境を整備し、市民との協働による「健康寿命の延伸」であります。

本市は、秋田県健康寿命日本一を目指す県民運動に賛同し、昨年11月9日に「生涯スポーツを推進し、健康寿命県内一を目指す」とした健康宣言を行いました。

生涯にわたり運動習慣を身につけることは、「健康で生き生きと、住み慣れたまちで生涯安心して暮らせるまちづくり」に繋が

り、生活習慣病や介護予防だけではなく、うつ・閉じこもり・自殺予防にも大きな効果が期待できます。

新年度から新たな健康づくり対策として、ポイント制を導入した「健康ポイント事業」を実施し、持続可能な社会保障制度の維持に努めてまいります。

第6点目として、ごみの減量化であります。

本市のごみの総排出量は減少しているものの、家庭系ごみの一人1日当たりの排出量は、県平均を大きく上回っており、県内25市町村では一番多い状況にあります。今後のごみ処理に係る全体の経費は、上昇していくものと考えられ、さらに人口減少の影響を受けて、市民一人当たりの負担は、増加していくものと見込まれています。このことから、市民への説明会の実施、広報や出前講座、生ごみ処理講習会の実施など、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行い、ごみの減量化やリサイクル・資源化の推進を図ってまいります。

第7点目として、「文化資源を活用した地域振興」であります。現在、文化庁の日本遺産に追加登録を申請している「北前船寄港地・船主集落」をはじめ、地質遺産や自然環境などの魅力あふれる「男鹿半島・大潟ジオパーク」、ユネスコの無形文化遺産登録を目指している「男鹿のナマハゲ」、「続日本100名城」に選定された史跡「脇本城跡」、「東湖八坂神社祭トウニン（統人）行事」など、本市特有の文化資源を活用することで、市民共有の財産である文化財、史跡の保護・継承を促進し、観光資源としての活用も図りながら伝統文化振興、観光振興に繋げてまいります。

以上、男鹿市総合計画のまちづくりの基本目標を念頭に、新年度における施策・事業の一端を申し上げましたが、本市において

は、ボランティア団体の育成やNPO法人等の活力の底上げと活性化を図るため、「チャレンジする文化」を創ることが肝要と考えております。

そのためにも、議員各位をはじめ、全市民が心を一つにして「オール男鹿」で力を合わせて男鹿の再生に取り組むことができるよう、市民や各種団体との対話を重視し、県や各自治体と連携を図り、効率的な行政運営に努めてまいります。

次に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、男鹿みなど市民病院の医師についてであります。

本年3月31日付けで、自治医科大卒の内科常勤医師が義務年限終了により退職するほか、整形外科常勤医師1名が退職となりますが、4月1日からは、新たに自治医科大卒の内科常勤医師及び秋田大学医学部から整形外科常勤医師1名が配属されることとなっております。

これにより、平成30年度の常勤医師は、本年度と同様の13名体制となるものであります。

次に、男鹿市複合観光施設「オガレ」についてであります。

現在、工事の進捗率は、本館が約70パーセント、車庫は55パーセント、急速冷凍設備棟は完成しており、施設の建設は順調に進んでいるところであります。

また、施設のグランドオープンを7月1日の日曜日とし、今後、このオープンに向け、様々な催し物を企画し、宣伝・PRを実施していくとともに、オープン後も施設を活用した継続的な観光誘客により、賑わいの創出に取り組んでまいります。

次に、第55回なまはげ柴灯まつりについてであります。

今月9日から11日までの3日間開催いたしました。入込数は、

最終日の翌日の月曜日が祝日となったことから、例年と比べ日曜日に訪れた方が多くなり、結果的には3日間で前年より1,100人増の6,100人となりました。

今回初めて会場内に大型モニターを設置し、イベントの細かい様子が見られるよう来場者への利便性を図ったところ、多くの方々より高評価をいただくことができました。

ご協力を賜りました真山地区の皆様をはじめ、ご協賛いただいた企業や町内会、個人の皆様など、関係各位に対しまして厚くお礼を申し上げます。

次に、観光の状況についてであります。

平成29年1月から12月までの観光客日帰り入込数は174万7,228人で、平成28年と比較し0.5パーセントの増となっており、ホテル・旅館等の宿泊客数は、12万6,528人で、平成28年と比較し1.8パーセントの減となっております。

平成29年全体を見ると、ゴールデンウィークの配列や天候が比較的安定していたことや、「ジオパーク全国大会」の開催などにより、日帰り客数について伸びが見られましたが、宿泊客数に関しては、1月から3月までの冬期間が振るわなかったことや、8月の豪雨災害の影響などにより、前年を下回ったものと考えられます。

また、前年比として注目されるのは、外国人観光客の増加で、平成28年における入込数2,431人に対し、平成29年では6,545人と約2.7倍となっております。これまで秋田県と連携して市で取り組んできたインバウンド対策事業の成果が表れ始めているものと認識いたしており、今後も情報発信や受入態勢整備など、さらなる対応を進めてまいります。

次に、雇用情勢についてであります。

昨年 12 月末現在の秋田県の有効求人倍率は 1.43 倍となっております。ハローワーク男鹿管内の有効求人倍率は 1.13 倍となっております。昨年同期と比較して 0.33 ポイントの増、前月と比較して 0.01 ポイント減少しております。

次に、農業の状況についてであります。

平成 30 年産米については、昨年 12 月 1 日に秋田県農業再生協議会において、「県の生産の目安」が提示され、本年 1 月 12 日に、「加工用米の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収」が設定されたことを基に、「本市の生産の目安」を算定しております。

本市の生産の目安は、1 万 3,984 トンで、平成 29 年産米の生産数量目標と比較して 121 トン増加となる見込みとなっております。2 月には、JA 秋田みなみ等方針作成者から農業者へ「生産の目安」が通知されておりますが、米価安定のためには引き続き生産調整を行う必要があることから、現在開催中の「経営所得安定対策に係る集落座談会」において、生産調整に対するご協力をお願いしているところであります。

また、葉たばこの平成 29 年産の販売額は、1 億 7,940 万円で、前年並みとなっております。

次に、漁業の状況についてであります。

秋田県漁業協同組合によりますと、昨年 1 月から 12 月までの漁獲量は 3,464 トン、漁獲金額は 13 億 1,299 万円で、前年と比較し、漁獲量で 10.9 パーセント、漁獲金額では 1.5 パーセントの減となっております。

以上で諸般の報告を終わり、次に、提案理由のご説明を申し上げ

げます。

まず、議案第 1 号平成 29 年度男鹿市一般会計補正予算第 9 号の専決処分については、平成 29 年 12 月定例会以降、除排雪、ふるさと納税事業及び男鹿市土地改良区総代選挙に係る予算措置について、専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 2 号平成 29 年度男鹿市一般会計補正予算第 10 号については、決算見込みによる調整を図るとともに、男鹿市観光協会出資金、健康ポイント事業費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ 2 億 828 万 7,000 円を減額し、補正後の予算総額を 168 億 972 万 8,000 円とするものであります。

次に、議案第 3 号平成 29 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算第 4 号については、決算見込みによる調整を図ったもので、歳入歳出それぞれ 9,061 万 9,000 円を減額し、補正後の予算総額を 47 億 7,160 万 7,000 円とするものであります。

次に、議案第 4 号平成 29 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算第 4 号については、保険事業勘定において、決算見込みによる調整を図ったもので、歳入歳出それぞれ 1,439 万 1,000 円を減額し、補正後の予算総額を 51 億 7,274 万 6,000 円とするものであります。

次に、議案第 5 号平成 29 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算第 4 号については、決算見込みによる調整を図ったもので、歳入歳出それぞれ 1,035 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 3 億 5,646 万 3,000 円とするものであります。

次に、議案第 6 号平成 29 年度男鹿市下水道事業会計補正予算第 4 号については、企業債の借換えに伴う経費を措置したもので、収益的収支の支出で 9 万 8,000 円の増額、資本的収支の収入で 2 億 1,080 万円の増額、支出で 2 億 1,092 万円の増額を見込んだもので

あります。

次に、議案第 7 号男鹿市国民健康保険条例及び男鹿市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例については、都道府県が市町村とともに国民健康保険を行うこととされたことから、所要の改正を行うため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 8 号男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の被保険者とされている者が、75 歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合に、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とすることと見直されたことから、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 9 号男鹿市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、指定居宅介護支援事業に関する基準等を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第 10 号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法に基づく男鹿市介護保険事業計画の見直しに伴い、平成 30 年度から平成 32 年度までの介護保険料率等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 11 号男鹿市指定地域密着型サービス事業に関する条例及び男鹿市指定地域密着型介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業に関する人員、設備及び運営等に関する基準を改めるため、各条例の一部を改正する

ものであります。

次に、議案第 12 号男鹿市若美老人福祉センター条例を廃止する条例については、男鹿市若美老人福祉センターを廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第 13 号男鹿市コミュニティホーム条例を廃止する条例については、若美中央地区コミュニティホーム及び若美南部地区コミュニティホームを廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第 14 号男鹿市若美デイサービスセンター条例を廃止する条例については、男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第 15 号男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、大型獣の捕獲には危険が伴うことから鳥獣被害対策実施隊員を非常勤特別職に位置づけるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 16 号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例については、砂利採取計画の認可の申請などに要する手数料の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 17 号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例については、姫ヶ沢・泉台団地に建設中の公営住宅 1 棟について設置及び駐車場使用料を定めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 18 号男鹿市単独子育て市営住宅条例の一部を改正する条例については、条文を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 19 号男鹿市都市公園の設置に関する条例の一部を改正する条例については、都市公園における運動施設率を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 20 号から議案第 23 号までの 4 件の権利の放棄については、市が貸し付けた障害者住宅整備資金貸付金などの未償還金について、債権を回収できる見込みがないことから、権利を放棄するものであります。

次に、議案第 24 号男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」の指定管理期間の変更については、男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」を廃止するため、指定管理期間を変更するものであります。

次に、議案第 25 号平成 30 年度男鹿市一般会計予算については、財政の健全性に配慮し、本市の将来を見据えた施策を着実に推進することを基本方針として編成したものであり、複合観光施設の整備、移住・定住の推進、健康寿命の延伸を重点施策として措置したもので、歳入歳出予算の総額を 156 億 7,000 万円とするものであります。

次に、議案第 26 号平成 30 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算については、歳入では県支出金、一般会計繰入金等を措置し、不足分を保険税に求め、歳出では保険給付費、国民健康保険事業費納付金等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を 39 億 5,620 万 2,000 円とするものであります。

次に、議案第 27 号平成 30 年度男鹿市診療所特別会計予算については、歳入では診療収入等を措置し、歳出では医師の出張診療委託料等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を 2,369 万 3,000 円とするものであります。

次に、議案第 28 号平成 30 年度男鹿市介護保険特別会計予算については、保険事業勘定においては、歳入では保険料、国県支出金等を措置し、歳出では保険給付費、地域支援事業費等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を 51 億 2,770 万 3,000 円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定においては、歳入では介護予防サービス計画費収入等を措置し、歳出では保険事業勘定繰出金を措置したもので、歳入歳出予算の総額を 526 万 5,000 円とするものであります。

次に、議案第 29 号平成 30 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入では後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金等を措置し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金等を措置したもので、歳入歳出予算の総額を 3 億 6,146 万 1,000 円とするものであります。

次に、議案第 30 号平成 30 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算については、病院事業に係る診療収入及び経常的な維持管理費並びに資本関係費として医療機械器具の更新及び企業債の償還に要する費用などを措置したもので、収益的収支では、収入で 25 億 7,050 万 9,000 円、支出で 26 億 3,891 万円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で 2 億 5,764 万 6,000 円、支出で 3 億 6,375 万 5,000 円を見込んだものであります。

次に、議案第 31 号平成 30 年度男鹿市上水道事業会計予算については、上水道事業に係る経常的な維持管理費及び資本関係費として老朽管更新事業の配水管布設替工事費などを措置したもので、収益的収支では、収入で 6 億 5,652 万 6,000 円、支出で 6 億 3,457

万 1,000 円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で 7,684 万 1,000 円、支出で 3 億 7,139 万 3,000 円を見込んだものであります。

次に、議案第 32 号平成 30 年度男鹿市ガス事業会計予算については、ガス事業に係る経常的な維持管理費及び資本関係費として経年管布設替工事費などを措置したもので、収益的収支では、収入で 5 億 8,839 万 9,000 円、支出で 5 億 7,932 万 7,000 円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で 4,690 万円、支出で 1 億 6,599 万円を見込んだものであります。

次に、議案第 33 号平成 30 年度男鹿市下水道事業会計予算については、下水道事業に係る経常的な維持管理費及び資本関係費として公共下水道建設費などを措置したもので、収益的収支では、収入で 8 億 2,096 万 4,000 円、支出で 7 億 9,834 万 7,000 円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で 7 億 155 万円、支出で 10 億 8,777 万 6,000 円を見込んだものであります。

次に、議案第 34 号平成 30 年度男鹿市農業集落排水事業会計予算については、農業集落排水事業に係る経常的な維持管理費及び資本関係費として企業債償還金などを措置したもので、収益的収支では、収入で 9,199 万 3,000 円、支出で 8,789 万 8,000 円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で 1,503 万 4,000 円、支出で 3,664 万 1,000 円を見込んだものであります。

次に、議案第 35 号平成 30 年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算については、漁業集落排水事業に係る経常的な維持管理費及び

資本関係費として企業債償還金などを措置したもので、収益的収支では、収入で 9,050 万 1,000 円、支出で 9,020 万 7,000 円を見込んだものであります。

また、資本的収支では、収入で 3 万 4,000 円、支出で 2,773 万 5,000 円を見込んだものであります。

次に、議案第 36 号男鹿地区消防一部事務組合同規約の一部変更については、同組合同議会議員定数の見直しに伴い、規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第 37 号男鹿地区衛生処理一部事務組合同規約の一部変更については、同組合同議会議員定数の見直しに伴い、規約の一部を変更するものであります。

次に、報告第 1 号和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分については、市公用車運転中の事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたので、これを報告するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。